

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和6年9月3日

窓口キャッシュレス決済の拡大及び決済ブランドの拡充

(株式会社ジェーシービー：15時発表)

埼玉県は、令和6年10月1日（火）より、これまで申請窓口で現金収納している県施設の手数料や使用料等について新たにキャッシュレス決済を開始します。

また、同じく令和6年10月1日（火）より、申請窓口でJCB、American Express、Diners Clubのクレジットカード・デビットカードがご利用できるようになります。これは、これまでの証紙廃止に伴うキャッシュレス決済窓口と今回新たに開始する申請窓口とも同じく利用可能となります。

1 新たにキャッシュレス決済を開始する県施設

令和6年10月1日（火）より、下記の県施設でキャッシュレス決済がご利用いただけます。

- ・各保健所

(南部保健所、朝霞保健所、春日部保健所、草加保健所、鴻巣保健所、東松山保健所、坂戸保健所、狭山保健所、加須保健所、幸手保健所、熊谷保健所、本庄保健所、秩父保健所)

- ・男女共同参画推進センター

- ・環境科学国際センター

- ・産業技術総合センター（本所、北部研究所）

- ・大宮公園事務所

- ・大滝げんきプラザ

2 利用できる決済ブランド

(1) 新たに申請窓口で利用できる決済ブランド

・クレジットカード・デビットカード

JCB、American Express、Diners Club

※令和6年10月1日（火）から利用開始

(2) これまでも申請窓口で利用できていた決済ブランド

・クレジットカード・デビットカード

Visa、Mastercard

・電子マネー

nanaco・WAON・楽天Edy

交通系電子マネー（Kitaca・Suica・PASMO・TOICA・manaca/manaカ・

ICOCA・SUGOCA・nimoca・はやかけん）

・コード決済

PayPay・au PAY・楽天ペイ・d払い

3 キャッシュレス決済の詳細について

キャッシュレス決済の詳細については、あらかじめ県のホームページ等でご確認ください。

<県ホームページ>

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1201/shoushi/kyassyuresu.html>